第二十二条第三項	申請	申請（老齢年金の国民年金証書を失つたことによるものに限る。）			
（略）					
第二十五条第一項	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所 二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所 二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号			
第二十五条第一項第四号	死亡の	死亡した			
（略）					
第三十二条から第三十四条の二まで、第四十条から第四十六条まで、第四十九条、第五十三条から第五十九条まで、第六十条の三から第六十条の五まで及び第八十四条第一項	都道府県知事	厚生労働大臣			
第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十三条の二第一項、第四十六条、第四十九条、第五十三条、第五十九条及び第六十条の三	一　氏名	一　氏名 一の二　個人番号又は基礎年金番号			
第三十二条第二項第一号及び第四十条第二項第一号	老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書	前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類			
第三十三条第二項第一号	障害年金の国民年金証書	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類			

（新設）	（新設）	（新設）			
（略）					
第二十五条第一項	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所 二の二　受給権者の基礎年金番号	二　受給権者の氏名、生年月日及び住所 二の二　受給権者の基礎年金番号			
（新設）	（新設）	（新設）			
（略）					
第三十二条から第三十四条の二まで、第四十条から第四十六条まで、第四十九条、第五十三条から第五十九条まで、第六十条の三から第六十条の七まで及び第八十四条第一項	都道府県知事	厚生労働大臣			
第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十三条の二第一項、第四十六条、第四十九条、第五十三条、第五十九条、第六十条の三及び第六十条の七	一　氏名	一　氏名 一の二　基礎年金番号			
第三十二条第二項第一号、第四十条第二項第一号及び第六十条の三	老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類			
第三十三条第二項第一号及び第三十四条第一号	障害年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類			